

Title	民事訴訟における専門委員制度の現状と課題
Sub Title	Current situation and problems of expert advisor in civil litigation
Author	三木, 浩一 (Miki, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.1 (2019. 1) ,p.139- 157
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	赤木完爾教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190128-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民事訴訟における専門委員制度の現状と課題

三 木 浩 一

- 一 はじめに
- 二 専門委員制度の概要
 - 1 制度創設の経緯
 - 2 立法当時の議論
 - 3 民事訴訟法の規定
- 三 専門委員制度の運用状況
 - 1 医療関係訴訟
 - 2 知的財産権訴訟
 - 3 建築関係訴訟
 - 4 民事通常事件
- 四 専門委員制度の課題

一 はじめに

専門委員制度は、民事訴訟法の二〇〇三年改正によって創設された。専門委員とは、非常勤の裁判所職員として、争点整理、証拠調べ、和解のいずれか、または、これらの複数の場面において、専門的な知見を提供することにより、裁判官を補助する役割を担う特定分野の専門家である。裁判所は、個別の事件ごとに必要があると認める場合には、当事者の意見を踏まえて、専門委員を民事訴訟の手續に関与させることができる。ただし、当事者の手續権の保障や手續の透明性を確保する目的から、争点整理、証拠調べ、和解の場面ごとに、専門委員の選任方法や手續への関与のあり方が、それぞれ個別に規律されている。

二 専門委員制度の概要

1 制度創設の経緯

科学技術の革新や社会の高度化などに伴って、民事紛争の解決のために科学や技術をはじめとする各種分野における専門的な知見を必要とする事件は、年を追うごとに増加の一途を辿っている。このような紛争を対象とする民事訴訟は、一般に「専門訴訟」と呼ばれる。専門訴訟においては、裁判官や弁護士が通常有していないような高度の専門的知見が必要になることが少なくない。そのため、当該分野の専門家による適切な協力を得ることができなければ、裁判官は適正な訴訟指揮や各種の判断を行うことが困難となり、また、手續進行における遅滞の大きな原因ともなる。¹⁾

しかし、二〇〇三年改正以前の民事訴訟制度においては、訴訟手續の中で専門家を活用する手段としては、証

拠調べとしての「鑑定」と一部の裁判所に置かれる「裁判所調査官」の制度があるに過ぎなかった。これらのうち、まず、鑑定については、争点整理手続が終了した後の証拠調べの一方として実施されるものであり、手続進行の適正化に最も大きな影響を与える争点整理の段階⁽²⁾における専門家の知見を得る手段とはなり得ない。また、鑑定に際しての鑑定事項の決定、鑑定人の任命、鑑定意見の評価等において、鑑定人とは別の専門家の補助が必要となる場合がある。次に、裁判所調査官との関係であるが、裁判所調査官は常勤の職員であるため、現代社会の細分化した専門領域に対応した人材をきめ細かく配備することは困難である。また、現実には、調査官制度の中心は家庭裁判所調査官であつて、地方裁判所における調査官の配備は限定的である。⁽³⁾

こうした状況を背景として、一九九九年に司法制度の全体改革を検討するために内閣に設置された司法制度改革審議会において、他のさまざまな改革の課題とともに、専門委員制度の導入が議題として取り上げられた。同審議会は、二〇〇一年六月に最終意見書を内閣に提出したが、その中で、専門委員制度の導入が提言された。⁽⁴⁾ これを受けて、司法制度改革の一つとして民事訴訟法の改正を行うために、政府は法制審議会に対して検討の開始を求め、同審議会は、これを受けて、民事・人事訴訟法部会を設置し、調査および審議を開始した。二〇〇三年七月、こうした経緯を受けて内閣から提出された民事訴訟法の改正法案が国会で成立し、民事訴訟における専門家の活用の新たな手法として専門委員制度が導入されることとなった。⁽⁵⁾

2 立法当時の議論

(1) 制度導入の是非

立法に際しては、専門委員が関与する場面によって、導入の是非についての意見が分かれた。⁽⁶⁾ まず、争点整理の場面については、裁判所や当事者が事件の内容および争点を理解するのは争点整理の段階であることから、導

入に積極的な意見が多数であった。これに対し、証拠調べの場面については、鑑定制度を無にするおそれがあるとの懸念が示された。和解の場面についても、積極的な意見とともに慎重な意見も見られた。

(2) 専門知識の提供方法

専門委員による知見の提供の仕方については、改正要綱中間試案の段階では、裁判所は、専門委員から「意見を聴くことができるものとされていた。しかし、専門委員から意見を求めることに対しては、実質的に手続保障のない鑑定を認めることにつながる」との強い反対があった。これに対し、争点についての専門委員の意見を求めないと効率的な争点整理はできないとの逆の立場からの意見もあったが、争点整理の判断は裁判官が行うものであることがあらためて確認された。そこで、最終的に、知見の提供の仕方は、「意見」ではなく「説明」という表現となった。⁽⁷⁾

(3) 証拠調べ等との機能分担

専門委員制度を導入するに際して最も議論された問題は、証拠調べである鑑定との機能をどのように分担するかという点であった。これについては、裁判官が最終的な心証を得る手段は、あくまでも当事者による反論の機会が保障された証拠調べでなければならないというのが、多数の見解であった。したがって、制度設計に際しては、専門委員が鑑定に代替することにならないように留意することが求められた。また、専門委員の説明を「弁論の全趣旨」(民訴法二四七条)として裁判官が心証を形成することについても、許されないとする見解が有力であった。⁽⁸⁾ただし、立法当時から、当事者双方が認める場合に限っては、専門委員の説明から裁判官が心証を形成することが許されるとする議論があった。⁽⁹⁾

3 民事訴訟法の規定

前記のような経緯を経て、二〇〇三年の民事訴訟法の改正により専門委員制度が発足した。専門委員制度に関する規定は、民事訴訟法九二条の二から九二条の七までの六か条である。専門委員制度の規律に関する主要なポイントは、以下のとおりである。

(1) 専門委員の関与場面

専門委員を手続に関与させることができるのは、争点整理、証拠調べ、和解の三つの場面である。これらの各場面において、専門委員が手続に関与する際の形態は、それぞれ以下のとおりである。まず、争点整理では、①口頭弁論期日または弁論準備手続期日において口頭で説明すること、②口頭弁論または弁論準備手続の期日外において書面を提出して説明すること、③進行協議期日において口頭で説明することができる（民訴法九二条の二第1項、民訴規則三四条の二）。次に、証拠調べでは、①証拠調べ期日において説明すること、②当事者双方の同意を得た場合には、裁判長の許可を得て証人等に対して直接発問することができる（民訴法九二条の二第2項）。また、和解では、和解が行われる各種の期日（和解期日、口頭弁論期日、弁論準備手続期日等）において説明することができる（民訴法九二条の二第3項）。これら以外の形態による関与は認められていない。

(2) 専門委員の選任手続

裁判所は、専門委員の関与を求めると考えた場合は、当事者の意見を聴き、その意見を踏まえた上で、専門委員の関与を求めるか否かを決定する。この決定は、争点整理、証拠調べ、和解の手続ごとに、個別にしなければならない。専門委員を関与させる必要性の程度は、手続ごとに異なるからである。また、当事者の意

向を反映させる方法も、手続ごとに異なる。まず、争点整理については、当事者の意見を聴取することが要件である(民訴法九二条の二第1項)。証拠調べについても、当事者からの意見の聴取が要件であるが、専門委員に証人等に対する発問を許す場合には、さらに当事者の同意が必要である(民訴法九二条の二第2項)。専門委員の発問は、裁判所の心証形成に影響を与えるおそれがあるからである。これらに対し、和解に関与させるためには、単なる意見の聴取では足りず、当事者の同意が要件である(民訴法九二条の二第3項)。和解は当事者の合意を形成する手続であるので、当事者の意向を特に尊重する必要があるからである。

(3) 中立性と透明性の確保

専門委員の関与は、訴訟の進行や結果に大きな影響を与える可能性があるため、その中立性と手続の透明性を確保するための規律が設けられている。

その中で最も重要な規律は、専門委員の説明の内容が常に当事者に対して開示されることが保障されていることである。具体的には、まず、争点整理の場面における専門委員の説明は、当事者双方が立ち会うことのできる期日(口頭弁論期日または弁論準備手続期日)において行うか、または、期日外に説明を記載した書面を裁判所に提出し、その写しを裁判所書記官が当事者双方に交付する方法によらなければならない(民訴法九二条の二第1項後段、民訴規則三四条の三第2項)。証拠調べの場面では、当事者双方が立ち会うことができる証拠調べ期日において説明をしなければならない(民訴法九二条の二第2項)。また、和解における関与も、当事者双方が立ち会うことができる期日でなければならない(民訴法九二条の二第3項)。

これら以外の中立性と透明性を確保するための規律としては、以下のようなものがある。第一に、裁判官や裁判所書記官と同様に、除斥および忌避に関する制度が設けられている(民訴法九二条の六第1項)。第二に、専門

委員の関与について、当事者双方から取り消しの申立てがあるときは、裁判所は、専門委員を手続に関与させる旨の決定を取り消さなければならない（民訴法九二条の四ただし書き）。第三に、専門委員を手続に関与させるかどうかのみならず、誰を専門委員として指定するかについても、裁判所は、必ず当事者の意見を聴かなければならない（民訴法九二条の五第2項）。

三 専門委員制度の運用状況

民事訴訟に専門委員制度が導入されてから、約一五年が経過した。以下では、この間における専門委員の運用状況について概観する。専門委員制度の活用が特に顕著な事件類型は、医療関係訴訟、知的財産権訴訟、建築関係訴訟である。これら三つは専門訴訟の典型であり、立法時から積極的な活用が予定されていた。ちなみに、これら三分野については、大都市の地方裁判所では集中部や専門部が設けられている。もちろん、専門訴訟はこれら三分野に限られるわけではなく、通常部におけるその他の事件においても、頻度はさほど多いとはいえないものの、さまざまな形で専門委員が活用されている。⁽¹⁰⁾

1 医療関係訴訟

大都市の裁判所には、医療関係事件を集中的に扱う部が設けられている。⁽¹¹⁾ 医療関係訴訟では、医学分野の専門的な知識や用語等が必要とされることが多く、医療関係訴訟は、専門家による支援が望まれる訴訟類型の典型である。医療関係訴訟の基本的な進行は、以下のとおりである。まず、弁論準備手続によって争点整理を行う。争点整理では、診療経過の概要や医療機関側の過失の有無に関する双方の主張を整理するとともに、診療経過一覽

表、診療記録、医学文献等の書証の整理およびその提出等を行う。その後、紛争内容の複雑性や専門性が高い場合には、当事者の申出に基づいて鑑定を行う。鑑定の実施方法には、単独書面鑑定、単独口頭鑑定、共同書面鑑定、複数書面鑑定等がある。⁽¹²⁾ 東京地裁の医療集中部では、主としてカンファレンス鑑定が用いられている。⁽¹³⁾

医療関係訴訟における専門委員の主要な関与場面は、争点整理の段階である(民訴法九二条の二第一項)。ここでいう争点整理には、狭義の争点整理と鑑定事項の整理等を行う鑑定準備が含まれる。⁽¹⁴⁾ たとえば、横浜地裁における運用の状況は、以下のとおりである。⁽¹⁵⁾ まず、狭義の争点整理における関与の方法であるが、当事者双方の主張から具体的な争点が明らかになった段階で、当事者の意見を踏まえ、専門委員候補者のリストの中から適切な専門委員を指定する。専門委員が関与する争点整理の期日に先立って、説明を求める事項、争点整理表、必要な証拠の写し等を専門委員に送付する。専門委員の役割は、争点に対する意見を述べるのではなく、あくまでも一般的または客観的な知見を説明することであるが、⁽¹⁶⁾ 両者の境界が微妙な場合もあり、無用なトラブルを避けるために、説明を求める事項は裁判所が当事者の意見を踏まえて一問一答形式で作成する。また、鑑定準備における関与の方法であるが、⁽¹⁷⁾ 裁判所が当事者の意見を踏まえて鑑定事項案を作り、必要な証拠と共に専門委員に送付する。その後、口頭弁論期日において、鑑定事項案を専門委員に見せて、医学的な見地からの説明を聴取する。また、鑑定人候補者のリストの中から適切な者を推薦するための助言も求める。

医療関係訴訟における専門委員の役割については、他の専門訴訟と比べてデリケートな側面がある。⁽¹⁸⁾ 医療関係訴訟では、原告である患者側と被告である医師側とが構造的に対立するが、専門委員に任命されるのは基本的に医師であるため、患者側が専門委員の中立性に懸念や不信を抱く可能性があるからである。⁽¹⁹⁾ そのため、裁判官や当事者が専門家の知識を得る手段は鑑定人に頼る比率が大きく、専門委員が活用される事件の比率は、知的財産関係訴訟や建築関係訴訟に比べて相対的に少ない。こうしたことから、医療関係訴訟における専門委員の活用

際しては、専門委員が当該事件の具体的な争点に関する意見を述べることや事件の結論を示唆する発言をすることのないよう、裁判所は、専門委員に対する説明や訴訟指揮において、特に慎重に配慮する必要があるだろう。

2 知的財産権訴訟

日本では、知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、プログラム著作権、種苗法による育成者権等を指す。このうち、特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラム著作権は、東京地裁と大阪地裁が専属管轄を有する（民訴法六条）。東京地裁と大阪地裁には、知的財産権訴訟を集中的に扱う専門部（以下、「知財部」という⁽²⁰⁾）がある。知的財産権訴訟においては、技術内容が新規または非常に複雑である場合や、争点が専門分野ごとに細かく分かれる場合などがあり、専門委員制度の有用性が特に大きい⁽²¹⁾。以下では、東京地裁の知財部における取扱いを中心として、専門委員の活用の実状を概観する⁽²²⁾。

専門委員が指定される技術分野は、化学、電気、機械等を中心として幅広い分野にわたる。専門委員の指定人数は、通常、一つの事件について二〜三名程度であるが、事件によっては五〜六名程度が指定される⁽²³⁾。専門委員の所属や身分は、大学教授、企業内研究者、弁理士などである。東京地裁の知財部では、特許権に関する事件については原則として全ての事件について専門委員を指定し、他の類型の事件についても積極的な指定の方針をとっている。個々の具体的な事件における専門委員の指定は、基本的には、既に専門委員として任命されている者のリストから専門分野や当事者と利害関係がないこと等を考慮してなされる。しかし、既に任命されている専門委員の中に適切な候補者がいない場合には、当事者から名前が挙がった候補者を、相手方当事者に異議がないことを確かめた上で、新たに専門委員に任命して当該事件の専門委員として指名する例もある。

専門委員の関与場面としては、争点整理段階での関与（民訴法九二条の二第一項）が中心である。他方、証拠調

べ期日(同条第2項)や和解期日(同条第3項)における関与は、知的財産権訴訟ではほとんどない。争点整理段階の専門委員の関与の方法としては、いわゆる「技術説明会」の機会が多い⁽²⁴⁾。技術説明会は、当該訴訟の当事者が、それぞれの立場から、当該事件の技術的な内容について裁判官の理解を助けるために、その技術の要点等を分かりやすく説明するために開かれる⁽²⁵⁾。期日の種類としては、弁論準備手続期日と考えるべきであろう。特許権侵害訴訟の技術説明会の一般的な流れは、次のとおりである。まず、当事者双方の代理人弁護士が、原告特許権の技術の説明、被告製品の特定の説明、原告特許権の有効性などの主張につき、順次、プレゼンテーションを行う。次に、専門委員が、当事者に対して説明および質問を行う。その後、裁判官や裁判所調査官が補足的な質問を行う。裁判所は、技術説明会を実施するに際し、専門委員に対し、重点的に検討すべき事項や証拠を絞って検討依頼を行う⁽²⁶⁾。

専門委員の指定は、高度な専門技術に関する事項について説明を受ける必要がある場合に行うことが一般的であるが、それだけに限られるわけではなく、知的財産権訴訟の分野においては専門委員の幅広い活用が行われている⁽²⁷⁾。実務上の問題点としては、次のような指摘が見られる。知的財産権訴訟は、その対象が技術に関する権利であるが、言うまでもなく、技術そのものが訴訟物ではなく、あくまでも技術に関する法的権利が訴訟物である。しかし、研究者や技術者である専門委員の中には、この点の理解が十分でない者が存在する。そうした専門委員により、当該訴訟の法律上の争点とは関係のない発言がなされたり、訴訟の結論に対する意見が表明されたりする場合もある⁽²⁸⁾。こうした事態を防ぐために、裁判所の専門委員に対する事前説明や事前準備が十分に行われることが肝要であろう。

3 建築関係訴訟

大都市の裁判所には、建築関係訴訟を集中的に扱う部が設けられている⁽²⁹⁾。建築関係事件の中心は、建物の設計や施工等の瑕疵をめぐる紛争であり、しばしば高い専門性が求められるからである。このように、建築関係訴訟は、医療関係訴訟と並んで専門訴訟の典型とされるが、この両者の間には大きな違いがある⁽³⁰⁾。医療関係訴訟の場合は、当初は複数の疾患の原因が考えられたとしても、人体には有機的な一体性があるために、審理が進むにつれて特定の原因に収斂されていく傾向がある。これに対し、建築関係訴訟の場合は、多数の瑕疵の原因は独立していることが多く、原因は収斂されないどころか、審理を進めるとかえって争点が拡散することも多い⁽³¹⁾。また、建築基準法等の法規や当事者間の請負契約等の内容が密接に関連する紛争が多いことも、建築関係訴訟の特徴である。そこで、建築関係訴訟の多くでは、建築技術、建築関係法規、建築業界の慣習等に関する専門家の関与が不可欠であるとされる。

建築関係訴訟において専門委員が関与する場面は、争点整理（狭義の争点整理と鑑定準備を含む）（民訴法九二条の二第1項）、証拠調べ（同条第2項）、和解（同条第3項）の全ての場面にわたる⁽³²⁾。専門委員は、狭義の争点整理においては、建築関係の専門用語の解説、設計図書や仕様書等の読み方、地盤調査や超音波検査等の意味の教示、各種の瑕疵判断基準の解説などを行う。鑑定準備においては、鑑定事項の整理や鑑定方法の助言などを行う。証拠調べにおいては、証人尋問、当事者尋問、鑑定人質問などの期日に立ち会い、証言等の趣旨を明確にするために、裁判所の求めに応じて、証言等の内容を分かりやすく説明する役割が期待される。また、場合によっては、鑑定人等の説明内容を明確化するために、当事者の同意を得た上で、専門委員から鑑定人等に対して発問することもある。和解においては、和解の前提となる専門的事項の説明や和解内容に関する助言などを行う。

4 民事通常事件

専門委員制度は、専門性の高い訴訟を適正かつ迅速に解決するために、当該紛争分野の専門家が裁判官の知見を補うための制度であるが、そうした専門性の高い事件は、言うまでもなく、医療部、知財部、建築部などの専門部や集中部だけが取り扱うわけではない。したがって、民事通常部に配転される事件において、専門委員が活用されることもある。最近の傾向としては、IT技術が関係する事件、機械工学が関係する事件、土地の境界争いの事件などにおいて、専門委員の活用がみられるようである。以下では、大阪地裁の通常部における実例のいくつかを概観する。⁽³³⁾

IT技術が関係する典型的な事案としては、次のような例が報告されている。業務用コンピュータシステムの開発会社である原告が、運輸会社である被告からシステム開発を請け負ったが、被告がテスト稼働を拒否したため、原告が債務不履行を理由として請負契約を解除して損害賠償を求めた。この事件では、テスト稼働のためのプロトタイプの完成度を検証する必要があったが、被告会社にはシステム開発の専門家がおらず、裁判所のみならず双方の代理人もシステム開発の理解が十分ではなかった。そこで、この事件では、争点整理、証拠調べ、和解の全ての段階で専門委員を関与させた。この事件は、最終的に和解によって終結した。

機械工学が関係する事案としては、次のような例がある。原告はある健康機器の製造販売を業とする会社であるが、商品に不良事故が発生し、製品のリコールをせざるを得なくなったことから、主要部品の設計製造を行った被告に対し、瑕疵担保責任等に基づいて損害賠償を求めた。この事件では、争点整理と和解について専門委員が選任された。争点整理においては、当事者双方が不良の原因やメカニズムについてプレゼンテーションを行い、専門委員は、これに同席するとともに双方から提出された資料を検討し、それぞれの主張の合理性の有無を裁判官に説明した。和解においては、このような製品事故における責任の割り振りの基本的な考え方を説明した。説

明に際し、専門委員は、口頭での説明のほか、報告書を提出した。

土地境界紛争に関する事案については、次のような例がある。原告は、隣接地の所有者を被告として、山林である土地間の境界線の確定を求める訴えを提起した。この事件では、古い時代の地図等の資料が数多く提出された。また、測量基準点に関して当事者に誤解があり、専門的な見地から理解の共通化を図る必要があった。そこで、裁判所は、それらの説明を求めることなどを目的として、争点整理段階から専門委員を関与させた。また、土地境界紛争に関する訴訟では必ず現地見分を行うが、この事件では専門委員が現地見分に参加し、それを基に当該山林の簡単な模型を作成するとともに報告書を提出した。その後、同一の専門委員が、証拠調べや和解にも関与した。

四 専門委員制度の課題

専門委員制度を導入するに際して最も大きな議論となったのは、専門委員制度が実質的に当事者の手続保障を欠く簡易な鑑定として使われることに対する危惧であった。そこで、そうした制度の誤用を防ぐために、専門委員による専門知識の提供方法は、前述したように「意見」ではなく「説明」とされた（民訴法九二条の二第一項第三項）。すなわち、専門委員は、あくまでも裁判官の知見を補うためのアドバイザーであり、その役割は、専門分野における一般的な概念や理論等を説明することであって、具体的な争点に関する意見や事件の結論等を述べることが許されないというのが、制度設計上の基本思想である。

しかし、他方において、「説明」と「意見」を判然と区別することは、実際問題として必ずしも容易なことではない。たとえば、専門委員が専門事項についての一般的な説明に止めるように心がけたとしても、それが具体性

をもって語られる場合には、意見ともとれる内容になることは、しばしば避けることができない。また、専門委員の説明が意見に及ぶことがいかなる場合でも一切許さないとすると、専門委員の活用は硬直的なものになって使いづらいついという現場の声もある。

そこで、当事者双方が同意した場合に限り、専門委員は、一般的な知見の説明のみならず、具体的な事項についての意見を述べることが許されてよい、という問題提起がされており、実際にそのような運用をする例もみられる⁽³⁴⁾。私見としても、当事者は、みずからの手続保障の利益を放棄することができるので、当事者双方の明示的な同意があれば、専門委員に鑑定人の代替機能を認めて、意見の提供をさせることも許されると解する。ただし、そのような運用をする場合には、専門委員に鑑定に匹敵する十分な調査をさせること、専門委員の報告書は訴訟記録にすること、当事者に専門委員に対する質問の機会を与えること、⁽³⁶⁾ 事後に鑑定等で争う機会を与えること、⁽³⁵⁾ などが必要であろう⁽³⁷⁾。

このようにして、専門委員が当事者双方の同意を得て具体的な事項について意見を述べた場合には、裁判所が、その意見によって心証を形成するという事態が生じうることになる。その場合における専門委員の意見は、訴訟法上、どのように位置づけられることになるのであろうか。考え方としては、鑑定に準じる証拠資料とする見解⁽³⁸⁾と、弁論の全趣旨とする見解がありえよう。しかし、前者の鑑定に準じる証拠資料とする見解は、実質的に当事者の合意によって新たな証拠調べを創設する結果となるため、任意訴訟禁止の観点に照らして認めがたい。また、この見解を正当化のための論理として、当事者双方の同意を証拠契約の一種とみる考え方があられるかもしれないが、証拠契約は当事者の手続上の自治が及ぶ範囲で許されるものであるところ、証拠契約が実質的に新たな証拠調べの創設につながるような場合には当事者自治の範囲を越えるので、証拠資料とする見解を基礎づける論理として認めることはできない。したがって、後者の弁論の全趣旨として位置づけるのが妥当であると解する。

* 本稿は、二〇一八年一月九日および一二日の両日、台湾の法官学院（台湾において、裁判官の研修・訓練および独立の研究活動を行う国家組織であり、二〇〇一年に「司法院司法人員研習所」として設立され、二〇一三年に現在の組織となった。）および国立台湾大学で実施された筆者の招聘講演の際の原稿を基にして、日本の読者を対象にするために必要な加筆修正を施したものである。台湾では、二〇一八年一月現在、国会に相当する立法院において専門委員制度の創設をめぐる審議が行われており、筆者の上記講演は、そうした動きを踏まえて、立法後の運用の参考に供するために法官学院および台湾大学によって、それぞれ企画されたものである。

(1) たとえば、専門委員制度導入前の一九九九年を例にとると、医療関係訴訟の第一審の平均審理期間は三年弱であり、一般の民事訴訟の平均審理期間の優に二倍以上であった。司法制度改革審議会意見書（以下、「改革審意見書」という）一七頁参照。

(2) 最近の調査では、通常の民事事件における平均期日回数は五・一回であるが、そのうちの争点整理期日の平均回数は二・九回であり、争点整理期日が全体の期日回数の約六割を占める。最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（二〇一五年）三〇頁参照。

(3) 家庭裁判所調査官の仕事は、離婚事件における夫婦の現状の把握および少年保護事件における少年やその家庭の現状把握などである。家庭裁判所調査官になるには、裁判所職員採用試験を受けて合格し、家庭裁判所調査官補として採用された後に、裁判所職員総合研修所に入所し、法律や心理学などの専門知識について、約二年間の研修を受ける。この研修を修了することで、家庭裁判所調査官補から家庭裁判所調査官への任官が認められる。

(4) 改革審意見書一七頁。

(5) 小野瀬厚「武智克典編著『一問一答平成一五年改正民事訴訟法』（商事法務・二〇〇四年）三頁参照。

(6) 笠井正俊「『計画審理』および『専門訴訟』について」NBL七四一号（二〇〇二年）四二頁参照。

(7) 立法準備作業の経緯では、初期の『民事訴訟法改正要綱中間試案』の段階では「意見」となっていたが、最終的な『民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱』の段階では、「意見」から「説明」に修正された。

- (8) 加藤新太郎「専門委員による専門的知見の導入」谷口安平先生古稀祝賀『現代民事司法の諸相』(成文堂・二〇〇五年)二〇九頁参照。
- (9) 村田渉「専門訴訟における義務と裁量」ジュリスト二二六号(二〇〇四年)一三三頁参照。
- (10) 二〇一八年八月現在、関東周辺エリアの地方裁判所(東京地裁、さいたま地裁、前橋地裁、長野地裁、静岡地裁、新潟地裁、水戸地裁)に所属する専門委員の専門分野ごとの大まかな内訳は、「医療関係」(大学教授、医師、歯科医師等)が二〇六人、「知的財産関係」(大学教授、弁理士、会社役員、会社員等)が二七四人、「建築関係」(大学教授、一級建築士、会社役員、会社員等)が二一八人、「その他」が一一人である。「その他」に分類されている専門分野には、登記関係、税務関係、機械工学、海上交通、船舶運用、音楽著作権、樹木医学、会計監査、ソフトウェア、破壊工学、証券取引、IT関係、不動産鑑定、情報工学、材料加工、火災安全、人間工学などがある。
- (11) たとえば、東京地裁は、民事第一四部、民事第三〇部、民事第三四部、民事第三五部の四か部が医療部と呼ばれており、大阪地裁では、第一七民事部、第一九民事部、第二〇民事部が医事部と呼ばれており、横浜地裁では、第四民事部、第五民事部の二か部が医療集中部と呼ばれている。これらは、いずれも集中部であり、専門部とは異なっており、通常事件も扱う。
- (12) 鑑定意見を書面で述べる場合を「書面鑑定」と呼び、口頭で述べる場合を「口頭鑑定」と呼ぶ。また、一人の鑑定人による鑑定を「単独鑑定」と呼び、複数の鑑定人による鑑定を「複数鑑定」と呼ぶ。複数鑑定には、複数の鑑定人が一通の鑑定書を作成するものと、複数の鑑定人が各別の鑑定書を作成するものがある。大島眞一「大阪地裁民事事件における現況と課題」判例タイムズ一三〇〇号(二〇〇九年)五六頁参照。
- (13) 「カンファレンス鑑定」とは、原則として三名の医師を鑑定人に指定し、それぞれが鑑定事項に対して事前に簡単な意見書を裁判所に提出した上で、法廷においてその三名の鑑定人が互いに議論をし、さらに裁判所や当事者が鑑定人に質問をする方法による鑑定である。口頭鑑定と鑑定人質問を有機的に組み合わせた方式である。東京地方裁判所医療訴訟対策委員会「東京地方裁判所医療集中部における鑑定の実情とその検証(上)」判例時報一九六三号(二〇〇七年)三頁参照。
- (14) 医療関係訴訟における専門委員の活用の形態は、裁判所ごとの差異が大きいと言われている。たとえば、大阪地

裁では基本的に争点整理段階のみの活用である。徳岡由美子「専門的知見を要する訴訟における専門委員の活用についての考察」民事訴訟雑誌五七号（二〇一一年）一九七頁参照。

(15) 太田雅之ほか「横浜地裁における医療訴訟の審理の実情―専門委員制度及び鑑定人選任手続等の運用について」判例タイムズ一二九五号（二〇〇九年）五三頁参照。

(16) ただし、当事者双方の希望がある場合には、専門委員の意見を求めることを許容する裁判所が少なくないようである。

(17) 横浜地裁では、三名の鑑定人を選任して各別の鑑定書の提出を求める複数書面鑑定が、原則的な鑑定の方法である。

(18) 片野正樹「医事関係訴訟の問題点と代理人・専門委員の役割」自由と正義五七巻八号（二〇〇六年）一七頁参照。

(19) 立法当時、専門委員制度の導入に最も強い警戒感を示したのは、医療関係訴訟の患者側弁護士団の関係者たちであった。

(20) 東京地裁の知財部は、民事第二九部、民事第四〇部、民事第四六部、民事第四七部の四か部であり、大阪地裁の知財部は、第二一民事部、第二六民事部の二か部である。これらはいずれも専門部であり、集中部とは異なって知的財産権に関する事件のみを扱う裁判部である。

(21) 地方裁判所および高等裁判所には、知的財産を専門とする裁判所調査官が置かれている。しかし、知的財産を扱う裁判所調査官は、そのほとんどが特許庁の審判官を退職した者や弁理士出身の者で占められており、必ずしも個別事件における紛争分野の専門家というわけではない。なお、東京地裁の知財部では、特許権侵害訴訟については、専門委員を関与させることに加えて、常に裁判所調査官も関与させているとのことである。山門優「東京地裁における特許権侵害訴訟の審理要領（侵害論）について」判例タイムズ一三八四号（二〇一三年）六頁参照。

(22) 菊池絵理「東京地裁知的財産権部における専門委員活用の実状について」判例タイムズ一三八四号（二〇一三年）一四頁参照。

(23) 一般的な事件では、研究者二名および弁理士一名の、合計三名とされることが多いとのことである。高部真規子「専門委員制度の更なる活用のために」判例タイムズ一三六八号（二〇一二年）三四頁参照。

- (24) 特許権侵害訴訟では原則として二段階審理方式が採用されており、第一段階で特許権の侵害の有無を審理し(侵害論)、第二段階で損害額を審理する(損害論)。技術説明会は、侵害論の審理の最終段階で実施する。山門・前掲注(21) 七頁参照。
- (25) 「技術説明会」という名称だけ見ると、事件の技術的な事項を第三者が客観的に説明するような印象を受けるが、実際には、本文で書いたように、原告と被告がそれぞれの主張の要点を説明するための場である。牧野知彦「特許訴訟における技術説明会について」知財管理六五巻六号(二〇一五年)七三三頁参照。
- (26) 多くの場合、裁判所は、技術説明会に先立って「事案概要メモ」を作成し、専門委員に対して、訴訟記録の写しとともに送付する。事案概要メモには、通常、当該事件の概要、当該事件の争点、当事者の主張の概要、検討すべき事項、特許権成立の経緯、検討すべき証拠等が記載され、専門委員が訴訟記録の検討を効率よく行えるように配慮されている。菊池・前掲注(22)一五頁参照。
- (27) たとえば、特許権の侵害訴訟において、被告製品の使用方法について、当該製品のユーザーの立場から専門委員に説明を求めた事件などが報告されている。
- (28) 片山英二「知財高裁に対する実務界からのコメント」ジュリスト一三二六号(二〇〇七年)二二頁参照。
- (29) たとえば、東京地裁は、民事第二二部が建築部(調停部、借地非訟部を兼ねる)であり、大阪地裁では、第一〇民事部が建築部(調停部、借地非訟部を兼ねる)である。これらは専門部である。また、千葉地裁は、民事五部が建築紛争集中部であり、札幌地方裁判所は、民事第三部が建築集中部であるが、これらは、その名のとおり、通常事件も扱う集中部である。
- (30) 林圭介「大阪地裁建築・調停事件における現況と課題」判例タイムズ一三〇〇号(二〇〇九年)三三三頁参照。
- (31) 建築に関する瑕疵の主張は、建物の地盤、基礎、柱、外壁、屋根、内壁、床、天井、階段、建具、設備など、建物内のあらゆる部分に及ぶ。これらは異なる下請け業者によって施工されるため、ある瑕疵の原因と他の瑕疵の原因は無関係であることが多い。
- (32) 大阪地方裁判所専門訴訟事件検討委員会「大阪地方裁判所建築関係訴訟集中部における審理の実情」判例タイムズ一六八号(二〇〇五年)五八頁参照。

- (33) 「大阪地裁における専門委員と裁判官のパネルディスカッション」判例タイムズ一三七一号（二〇一二年）四頁参照。なお、大阪地裁以外の裁判所でも、民事通常事件において専門委員が関与する事件としては、IT技術、機械工学、土地境界の事件が多いとされる。
- (34) 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会『専門委員制度検証小委員会報告書』（二〇〇八年）二頁参照。
- (35) 鑑定人は、鑑定に必要な資料を得るために、審理に立ち会って証人や当事者に発問する権限を有する（民訴規則一三三條）。
- (36) 鑑定人による鑑定意見が口頭で述べられた場合は、その内容を明確にするため、または鑑定意見の根拠を確認するために、裁判所および当事者は法廷において鑑定人に対して質問（鑑定人質問）をすることができる（民訴法二一五條の二）。
- (37) 杉山悦子「民事訴訟手続における専門家の関与」法律時報八七卷八号（二〇一五年）二七頁参照。
- (38) 台湾では、専門委員が当事者双方の同意を得て「意見」を述べた場合は、これを鑑定に準じる証拠資料として捉える学説があるようである。